



資料3 市民憲章構文（案）について

# 市民憲章構文（案）について

## 憲章文スタイル（\*P02-03参照）

- 憲章文の文章スタイルが決まると、その後の作業が行いやすい
- 市民憲章を策定する上で、「スタイル」→「テーマ・骨格」→「言葉」と考えると進めやすい\*1
- テーマの例は「豊かな自然、歴史、文化を後世に伝える」、「仲間や地域と活動することで地域に誇り愛着を持つ」など

## 文体・表記

### 分かりやすさ

どの年齢まで読んで理解できるものとするか

### 文頭・文末の統一感

文頭 …「わたしたち（〇〇市民）は～」などの統一の要否

文末 …「ですます調」「～しましょう」など

\*1…島田市「第1回島田市民憲章制定委員会」議事資料より

# 市民憲章構文例

## 01 詩のような文章フリースタイル（新潟県新潟市 平成元年4月1日制定）

信濃、阿賀野のゆたかな川の流が海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。

日本海に沈む夕日が美しい。

海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。

人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみどり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

# 市民憲章構文例

## 02 前文＋箇条書きスタイル（埼玉県さいたま市 令和3年4月1日制定）

おおらかな荒川の流れて、見沼たんぼが豊かに広がる武蔵野のみどりにいだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史をかさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わいをたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきました。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれもが自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。

私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。  
小さいのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。  
みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます。  
深く思いやり、広く理解してをとりあって、ちがいを力にしてゆきます。  
空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。

# 市民憲章構文例

## 03 箇条書きスタイル（新潟県燕市 平成18年8月10日制定）

人と自然と産業が調和しながら進化するまちをめざして、わたしたち燕市民はこの憲章を定めます。

わたしたちのまち 豊かな自然の恵みが、人を育むまち

わたしたちのまち 人が集い、語り合い、優しく助け合うまち

わたしたちのまち 伝統の技と知恵が、新たな業を生み出すまち

わたしたちのまち 世界と未来に向かって限りなく羽ばたくまち

わたしたちのまちはこの憲章を道しるべとして、豊かなまちづくりに、たくましく前進します。

## 04 ごろ合わせスタイル（兵庫県豊岡市 平成21年2月6日制定）

わたしたちは、コウノトリ悠然と舞うふるさとを愛する豊岡の市民です。

恵まれた自然と先人の努力に感謝し、かけがいのない今を大切に生き、幸せな未来につなぐため、この憲章を定めます。

とうとびます すべての命 おだやかに

よろこびます しごとと学びも いききと

おくります 笑顔にあいさつ 思いやり

かなえます 心とからだ 健やかに

しんじます 夢と希望の 明るいまち

# 市民憲章構文例

## 05 その他、個性的な市民憲章の例

### 岩手県北上市（平成4年1月15日）

あの高嶺  
鬼すむ誇り  
その瀬音  
久遠の賛歌  
この大地  
燃えたついのち  
ここは北上

### 大阪府交野市（昭和56年11月3日）

交野は、古くから多くの人びとに愛されてきました。  
私たちは、このまちの良さをいかしつつ、さらにより  
よい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。

和（自然と・文化と・人と）

# 構文を考える上での補足

## 市民憲章とは

- 伊豆の国市の未来に向けて市民が生活する上で、行動規範や目標となるべきもの
- 市民の想いや誇りが表現され、**簡潔**かつ肯定的で、市民の心の支えとなる半永久的な理想であるべきもの



### 表現が簡潔であるということは…

- 簡潔であるがゆえに、老若男女を問わず、誰にとっても分かりやすく覚えやすいものとなる
- また抽象的な文言であるがゆえに、市民一人ひとりが自由で多様な想像や解釈が可能になり、市民の権利を保護することにつながる
- 他方で、法律や条例は、すべての市民に対して同一の解釈が必要であるがゆえに、構成や文言が厳格で複雑なものにならざるをえない